精算について

平成29年10月18日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局

■ 請求~回収~支払までの流れおよび論点については、以下のとおり。



(1)請求

- ・精算者が小売事業者に請求する金額を算定し、請求を行う。請求における論点は、以下 のとおり。
 - ∨論点①:小売事業者への請求額の算定方法

(2)回収

- ・精算者が小売事業者から回収する。回収における論点は、以下のとおり。
 - ∨論点②:小売事業者からの回収リスクへの対応

(3)支払

- ・ペナルティの精算を含む支払額を算定し、精算者から発電事業者へ支払を行う。支払における論点は、以下のとおり。
 - ✓論点③:精算者のキャッシュフローへの対応

2. 論点①: 小売事業者への請求額の算定方法 ~請求総額および請求タイミングについて~

■ 小売事業者への請求総額および請求タイミングは、以下のとおりとしてはどうか。

(1)請求総額

・小売事業者への請求総額は以下のとおりの算定が考えられ、これを事業者毎に配賦することとなる。

請求総額=メインオークション約定総額+追加オークション約定総額-精算※

※発電事業者等のペナルティ等による前年度の過不足等を反映

(2)小売事業者への請求タイミング

- ・小売事業者への請求は実需給年度に行うものとし、その請求タイミングは以下2案が考えられる。
- ・日本の電気料金は毎月請求が大宗を占めること、案2では小売事業者の一回あたりの支払額が過大となるおそれがあることから、案1としてはどうか。

∨案1:月

✓案2:年

- 2. 論点①: 小売事業者への請求額の算定方法 ~小売事業者毎の配賦額算定方法①~
- 小売事業者毎の配賦額算定にあたっては、透明性の確保に留意したうえで、以下3案が考えられる。
 - 案1:kW(最大電力)のシェアで配分

案 3

- 案2:kWh (販売電力量)のシェアで配分
- ➤ 案3: kWシェアとkWhシェアの混合で配分

案1と案2のメリットを配分することが可能。

- 案1は、中立的組織である広域機関と各一般送配電事業者のNSCが連携して算定し、一定の情報 開示を行うことができれば透明性を確保できる。また、案2は公表されている統計に基づき算定すること で透明性を確保できる。
- したがって、今回は、次頁以降で案1、案2の小売事業者毎の配賦額の算定方法の基本的な考え方を 検討することとし、案3とする場合の具体的方法については、案1、案2の特徴も踏まえ別途検討すること とする。

メリット デメリット kWシェアは現在公表されておらず、広域機関と各 最大電力の大きい事業者が供給力を必要とする 案 一般送配電事業者のNSCが連携し確認する等の 要因を作り出しているという考え方と整合する。 什組みを構築する必要がある。 ✓ 供給力を長時間活用している事業者が多くの費 用を負担するという考え方と整合する。 案 kW価値を取引する容量市場で、kWhを算定指標 2 とすることについて、考え方の整合を取る必要がある。 販売電力量は公表されている統計であり、透明 性のある指標である。

する必要がある。

両シェアの混合比率について、算定の透明性を確保

固定費(販売電力量の増減とは直接の関係がなく固定的に発生する費用であり、概ねkWに比例する原価が対象)の需要種別への配分方法。

[2:1:1法]

以下の3項目の合成により固定費を配分する方法(水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネ等発電費、送電費、受電用変電サービス費、給電費のうち固定費に配分された費用)。

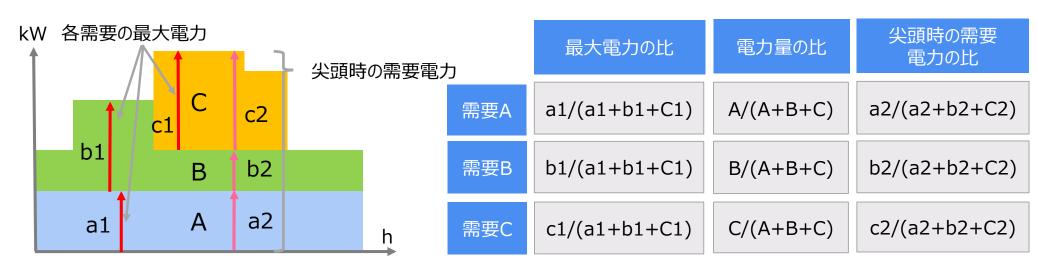
- (1) 各需要種別の最大電力(kW)の百分率に「2」のウェイト。
- (2) 夏期及び冬期の尖頭時における各需要種別の需要電力の百分率に「1(夏期:0.5、冬期:0.5)」ウェイト。
- (3) 各需要種別の電力量(kWh)の百分率に「1」のウェイト。

[2:1法]

以下の2項目の合成により固定費を配分する方法(配電用変電サービス費、高圧配電費のうち固定費に配分された費用)。

- (1) 各需要種別の延契約電力(kW)の百分率に「2」のウェイト。
- (2) 各需要種別の電力量(kWh)の百分率に「1」のウェイト。

(一般電気事業供給約款料金算定規則第9条、第10条)



- 2. 論点①:小売事業者への請求額の算定方法 ~小売事業者毎の配賦額算定方法②~
- 各案の配賦額の算定方法は、以下の案が考えられる。案3も含めてどの案を採用するかは、本日の議論も踏 まえ継続検討としたい。

配賦額の算定方法 特徵 ・案1-1:小売事業者毎の年間の ・小売事業者には電気事業法上自らの需要に応じた供給力 最大需要のシェアに応じて配賦す 確保義務があることを踏まえた手法 ·案1-2:全国の年間H3最大需

案

案

2

- 要時における小売事業者毎のシェ アに応じて配賦する
- ・案1-3:全国の各月最大需要 時における小売事業者毎のシェア
- ・案2-1:年間販売電力量のシェ アで配賦する

に応じて配賦する

・案2-2:月間販売電力量のシェ アで配賦する

- ・容量市場全体で確保すべき量を決定づける年間の最過酷 期における各小売事業者の寄与度を重視する手法
- ・案1-2の場合、年間の最過酷期の各小売事業者の寄与度 のみが対象となるが、案1-3は寄与度を毎月確認する手法
- ・小売事業者の売上に基づく配賦手法であり、小売事業者 の支払能力に着目した手法
- ・案2-1の特徴に加え、前月実績を採用とする場合には、小 売事業者の販売シェアをタイムラグなく反映することができる 手法

※どの時点の実績を配賦額算定に用いるかや、それらを踏まえた対象事業者等の考え方については、別途検討が必要

■ 各案を比較する上で、請求額、全国の需要実績、各小売事業者の需要を以下の前提とする。

前提1:請求額

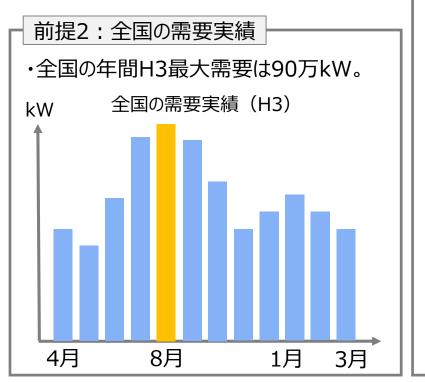
・オークションの結果、以下の数量、価格にて

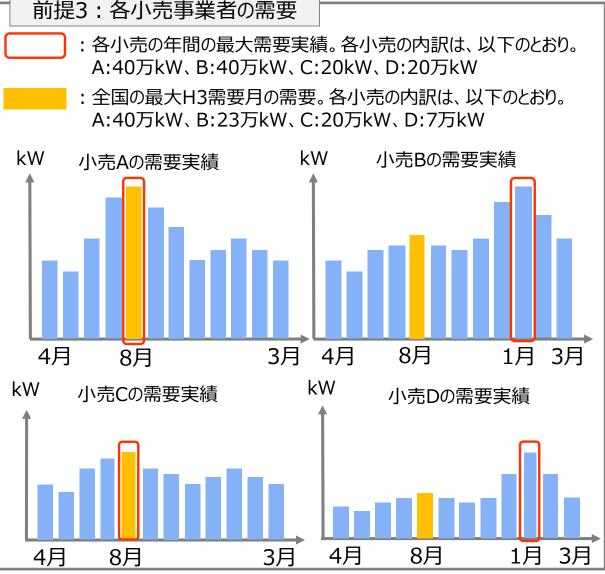
約定したとする。

○数量 : 100万kW

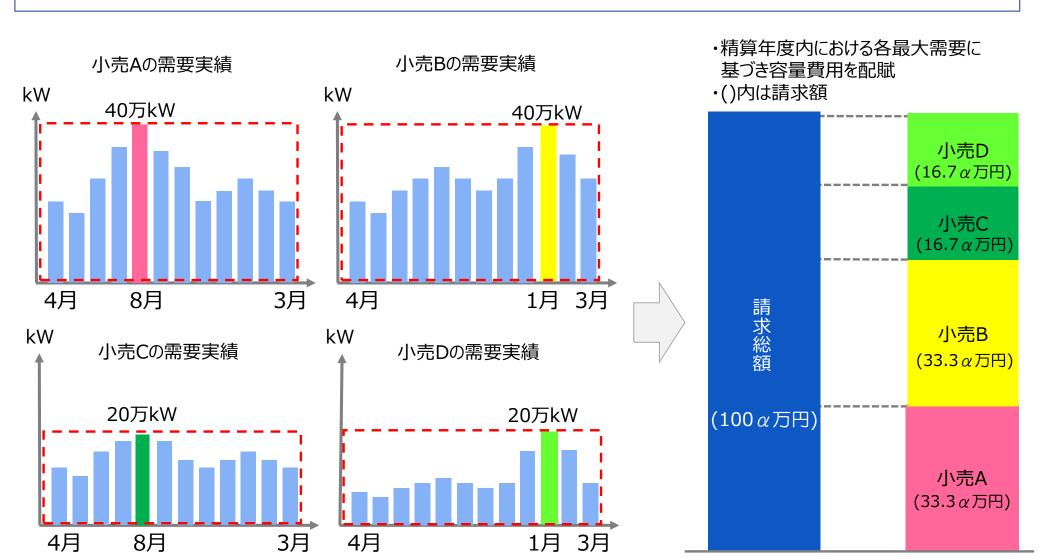
〇価格 : α 円/kW

○請求額: 100α 万円





■ 案1-1は、請求総額を小売事業者毎の年間最大需要のシェアに応じ配賦する。 (今回の前提における事業者内訳は、小売A:小売B:小売C:小売D=2:2:1:1)

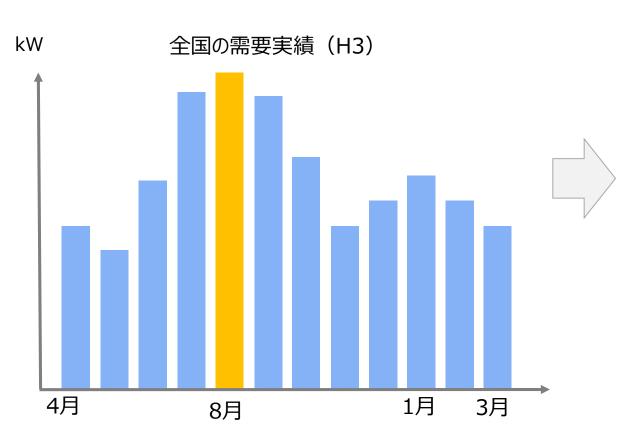


■ 案1-2は、請求総額を全国の年間H3最大需要発生時における小売事業者毎のシェアに応じ配賦する。

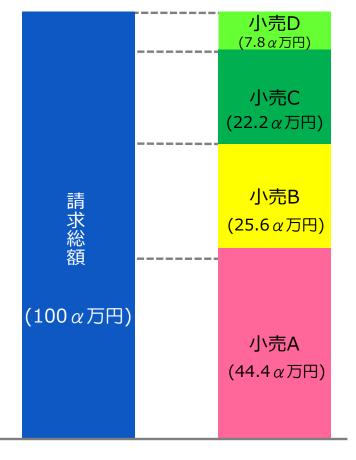
(今回の前提における事業者内訳は、小売A:小売B:小売C:小売D=4:2.3:2:0.7)

- ・全国の年間H3最大需要は90万kW。
- ・各小売の内訳は以下のとおり。

A:40万kW、B:23万kW、C:20万kW、D:7万kW



- ・精算年度の容量費用を最大需要発生時のシェアにて配賦
- ・()内は請求額



2. 論点①: 小売事業者への請求額の算定方法 ~各月の配賦手法について~

■ 年間の請求総額を各小売事業者毎に各月配賦する手法は、以下が考えられる。配賦額の算定方法の採用案により、取り得る手法が異なる。

STEP1

STEP2

手法 1 (案1-1、 1-2、2-1、 案3の場合)

・小売事業者毎のシェアに応じて年間総額を配賦

・小売事業者の月額支払額を以下の案により配賦

○案1:均等割り

○案2:月毎の季節変動に応じて配賦

手法2 (案1-3、 2-2、案3の 場合) ・年間総額を以下の案により、月間総額 に配賦

○案1:均等割り

○案2:月毎の季節変動に応じて配賦

・各小売事業者毎のシェアに応じて月額総額を配賦

■ 小売事業者からの回収リスクとして、以下のケースおよび対応案が考えられる。詳細については、引き続き検討する。

回収リスク

回収遅延

回収不能 (倒産・小売電気事業 からの撤退等による)

対応案

- ✓延滞利息の付与
- ✓何らかの罰則を規定(現在の広域機関定款における会費未納時の規定を参考に広域機関会員の賛同を得たうえで新たに規定するか)
- ✓回収不能リスクに対し、積立金等を準備する(例:保険制度の活用、貸倒引当金の積立、預託金の徴収等)
- ✓回収不能となった請求金額を全ての小売事業者に再配分して 回収(次年度の請求総額の算定時に精算分として反映すること となるか)

(会員への制裁)

第12条 本機関は、会員が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、理事会の議決を経て、制裁を科すことができる。

- 一 前条第2項第1号の指導又は勧告に従わないとき
- 二 前条第2項第2号の報告又は資料の提出を行わないとき
- 三 前条第2項第3号の情報を提供しないとき
- 四 前条第2項第4号の指示に従わないとき
- 五 本機関に対して、事実と異なる報告を行ったとき
- 六 法令、定款、業務規程又は送配電等業務指針その他本機関が定める規程に違反したとき
- 七、前各号の他、送配電等業務の円滑な実施を著しく阻害すると認められる行為を行ったとき
- 2 前項に規定する制裁は、けん責、過怠金の賦課及び議決権その他の会員の権利の停止又は制限とする。

(滞納者への対応)

第57条 本機関は、会費、特別会費若しくは電源入札拠出金の滞納又はその不当な減額を行った場合、<u>理</u> 事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。

- 小売事業者からの回収リスクは極力ヘッジするものの、仮に回収が滞った場合、精算者から発電事業者への支払原資が不足する可能性がある。
- 支払原資が不足した際の対応は、以下のような案が考えられるが、その他の対応も含め、詳細は引き続き検討したい。
 - 対応1:小売事業者からの回収と発電事業者への支払に1か月~数か月の間隔を設ける
 - 対応2:小売事業者から回収できた総額を発電事業者への支払総額とする

メリット

デメリット

対応 1

- ✓ 小売事業者からの回収の実効性に対する考慮が不要。
- ✓ 新たな金銭拠出の枠組みが不要。

✓ 発電と小売の間に差金決済契約が存在する場合、タイムラグの間の資金繰りリスクを発電・小売のどちらかの事業者に寄せることとなり、タイムラグ期間次第ではリスクを受容した事業者の負担が大きい。

対応 2

- ✓ 小売事業者からの回収の実効性に対する考慮が不要。
- ✓ 新たな金銭拠出の枠組みが不要。

✓ 支払原資が不足した場合、「発電事業者への支払額=約定総額」とならず、落札時に 発電事業者が期待した支払が受けられない。